

コトウラ暮らし体験ツアーに係る交通費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、琴浦町補助金等交付規則（平成16年琴浦町規則第48号。以下「規則」という。）第3条の2の規定に基づき、コトウラ暮らし体験ツアーに係る交通費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 この要綱は、コトウラ暮らし体験ツアー（以下「体験ツアー」という。）へ参加された方に交通費の一部を助成することにより、体験ツアーの参加促進を図り、もって琴浦町への移住定住へつなげることを目的とする。

(対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、琴浦町が主催する体験ツアーに全行程参加し、真に琴浦町への移住をしようという意思がある者とする。

2 過去この要綱による補助金交付の有無は問わないものとする。

(補助金額)

第4条 補助金の額は、体験ツアーの集合場所までに要した往復の交通費の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数のあるときは、その端数を切り捨てる。）とする。

2 前項の額の算定に当たっては、最も合理的な経路で算定し、補助金額を決定するものとする。

(交付申請及び実績報告)

第5条 補助金の交付申請及び実績報告をする者（以下「申請者」という。）は、企画情報課と事前に協議したうえ、体験ツアー終了日から20日以内に、次の各号に定める書類を町長に提出しなければならない。

- (1) コトウラ暮らし体験ツアーに係る交通費補助金交付申請兼実績報告書（様式第1号）
- (2) その他町長が必要と認めるもの

(着手届及び完了届)

第6条 規則第10条の着手届及び規則第14条の完了届は提出を要しないものとする。

(交付決定及び額の確定)

第7条 町長は、第5条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を決定し、コトウラ暮らし体験ツアーに係る交通費補助金交付決定通知書兼確定通知書（様式第2号）を申請者に通知するものとする。

(補助金の交付取消及び返還)

第8条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) その他町長が不適正と認めたとき。

(委任)

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

琴浦町長 様

〒
 (申請者) 住 所
 氏 名 ⑩
 電話番号 () -

コトウラ暮らし体験ツアーに係る交通費補助金交付申請兼実績報告書

コトウラ暮らし体験ツアーに係る交通費補助金交付要綱第5条の規定により、補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請し、併せて実績を報告します。

記

算出根拠

年月日	年 月 日 ~ 年 月 日		
項 目	経 路	算 出 根 拠	小 計
鉄道賃			円
船 賃			円
車 賃			円
航空賃			円
交付申請及び実績報告額（合計額）			円

同行者がいる場合には記入してください。

住 所	氏 名	金額（内訳）
		円
		円
		円
		円

備 考	1 領収書又はこれに類する書類がない場合には、算定しませんので、必ず添付してください。（コピー可） 2 往復分を記入してください。
-----	--

様

琴浦町長

年度 コトウラ暮らし体験ツアーに係る交通費補助金交付決定通知書兼確定通知書

年 月 日付の申請書で申請のあった 年度コトウラ暮らし体験ツアーに係る交通費補助金（以下「補助金」という。）について、審査の結果、下記のとおり交付決定し、額を確定しましたので、コトウラ暮らし体験ツアーに係る交通費補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1 補助事業

年度 コトウラ暮らし体験ツアーに係る交通費補助金

2 交付決定及び確定額等

補助金の算定基準額、交付決定及び確定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|---------------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定及び確定額 | 金 | 円 |

3 規則等の遵守

補助金の収受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。